

公立大学法人広島市立大学防火防災管理規程

平成22年4月1日

規 程 第 31 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）における防火防災管理に関し、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(防火防災管理の統括)

第2条 理事長は、法人の防火防災管理に関する業務を統括する。

2 法人経営担当理事は、理事長を補佐し、法人の防火防災管理に関する事務を整理する。

(防火防災管理者)

第3条 法人に、法第8条第1項に規定する防火管理者及び法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条第1項に規定する防災管理者を置き、事務局総務室長をもって充てる。

2 前項に規定する防火管理者及び防災管理者（以下「防火防災管理者」という。）は、理事長の指示に従い、次に掲げる業務を所管し、処理するものとする。

- (1) 消防計画を作成し、又は変更すること。
- (2) 自衛消防組織に関すること。
- (3) 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）の点検及び設備に関すること。
- (4) 消防訓練及び防災消防訓練の実施に関すること。
- (5) 防火防災上必要な教育の実施に関すること。
- (6) 防火安全に係る自主検査及び点検の実施、監督に関すること。
- (7) 火気の使用又は取扱いの指導、監督に関すること。
- (8) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、防火防災管理上必要なこと。

(消防計画の作成)

第4条 防火防災管理者は、法第8条第1項及び法第36条第1項において準用する法第8条第1項の規定に基づき、火災の予防、大規模地震その他災害による人命の安全、被害の軽減及び二次的災害発生の防止を目的とした消防計画を作成しな

なければならない。

（防火防災担当責任者）

第5条 理事長は、防火防災管理者の所管事項を補助執行させるため、防火防災担当責任者を置く。

2 防火防災担当責任者及びその担当区分は、消防計画に定めるとおりとする。

（火元責任者）

第6条 理事長は、防火防災担当責任者の下に火元責任者を置く。

2 火元責任者及びその担当区分は、消防計画に定めるとおりとする。

（自衛消防組織の編成）

第7条 理事長は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、自衛消防組織を編成するものとする。

2 自衛消防組織に、統括管理者を置き、本部隊を編成するものとする。

3 統括管理者は、法定資格者がその任に当たるものとする。

4 統括管理者は、あらかじめその任務の代行者を定めておかななければならない。

5 本部隊の活動拠点は、別表のとおりとする。

6 本部隊に、次の班を置き、各班に班長を置く。

(1) 指揮班

(2) 通報連絡（情報）班

(3) 消火班

(4) 避難誘導班

(5) 安全防護班

(6) 応急救護班

7 自衛消防組織の編成及び主たる任務その他の事項は、消防計画に定めるとおりとする。

（防火防災管理委員会）

第8条 理事長は、防火防災管理業務の確実な実践を図るため、消防計画に定める防火防災委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 法人経営担当理事

(2) 防火防災管理者

(3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める者

- 3 委員会の委員長は、法人経営担当理事をもって充てる。
- 4 委員会は、定例会を年2回開催するほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時会を開催するものとする。
 - (1) 社会的反響の大きい災害が発生したとき。
 - (2) 防火防災管理者等からの報告、提案により必要と認めたとき。
- 5 委員会は、防火防災業務の効率的な推進を図り、消防訓練の結果等を踏まえた消防計画の見直し及び改善を行うため、次の事項について審議する。
 - (1) 防火・避難施設、消防用設備等の点検及び維持管理に関すること。
 - (2) 自衛消防組織の運用体制、装備等に関すること。
 - (3) 自衛消防訓練に関すること。
 - (4) 法人職員の教育及び訓練に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、防火防災管理上必要な事項に関すること。
- 6 防火防災管理者は、委員会の審議結果を踏まえ、消防計画を見直すものとする。
(消防訓練等)

第9条 防火防災管理者は、理事長の指示を受けて、次に掲げる訓練を年2回以上実施しなければならない。

- (1) 消火、通報、避難その他の消防訓練
 - (2) 大規模地震等の災害に対する初動対応、シミュレーション及び班別行動の防災消防訓練
- 2 防火防災管理者は、前項の規定により訓練を実施したときは、その実施後10日以内に理事長に実施状況を報告しなければならない。

(火災の通報等)

第10条 大学において出火を発見した者は、直ちに火災報知機により学内通報するとともに、消防署、防火防災管理者その他関係の法人職員に火災の発生を通報し、適切な措置をとらなければならない。

- 2 法人職員は、火災の発生を知ったときは、直ちに自衛消防組織に基づく消火活動に従事するとともに、危険物の排除及び重要物品の搬出に努めなければならない。

(火災の原因調査及び報告)

第11条 防火防災管理者は、鎮火の後、火災の原因、出火当時における火災予防状況、消火活動状況及び火災のために受けた損害等を調査し、速やかに理事長に

報告しなければならない。

(委任)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、防火防災に関し必要な事項は、消防計画の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区分	活動拠点
平日の昼間	本部棟
平日の夜間並びに休日の昼間及び夜間	エネルギーセンター。ただし、体制が整った後は、本部棟とする。

備考

- 1 この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは次に掲げる日をいう。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 公立大学法人広島市立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第48号）第7条第1項に規定する休日
- 2 この表において「昼間」とは午前8時30分から午後5時15分までをいい、「夜間」とは午後5時15分から翌日の午前8時30分までをいう。